

サイバーメディアセンター施設マネジメント委員会内規

(委員会)

第1条 サイバーメディアセンター（以下「センター」という。）に、施設マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(役割)

第2条 委員会は、センター長の諮問に基づき、センター施設の整備及びその活用について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長が指名したセンター専任教授
- (2) 前号の委員が所属する研究部門を除いた研究部門から選出された専任の教授、准教授及び講師の内から2名
- (3) 情報推進部から2名
- (4) 前各号に掲げる者のほか、委員会が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が任期中に辞任した場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(雑則)

第6条 委員会に関する事務は、情報推進部情報企画課総務係で行う。

附 則

この内規は、平成17年9月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。